

公害防止法で定める公害対策審議会設置は必要なのか。
公害防止条例に関しては、条例制定により苦情件数が減少した。

本条例は、昨年10月の施行で現段階では行政指導型の条例運用を計っていききたい。今後、審議会の必要性が予想される場合は検討していきたい。

道路占用物件の主なもの、給水管・ガスパイプ・電柱等のほか個人の占用する看板等である。

水道・ガス事業関係等の占用物件については、従来より許可申請がなされており、その際内容を審査し許可してきたので特に問題はない。しかし個人の有する占用物件については、無許可のものが多いとあり、現地調査を実施して交通安全対策上危険なもの、あるいは道路環境美化の面から不適当なものについては、撤去処分をし、また継続して占用する者については、道路占用許可申請の際指導している。

下水道施設

巨費がかかる下水道整備は、小規模町村が単独で取り組むことはむずかしいようだが、5カ年計画の排水整備の項では、抜本的な対策が望まれるとあるが、抜本的とは何をいうのか。

先ず生活雑排水を中心とし

た下水処理を進めていきたい。糞尿に至るまでの下水道整備については、都市計画等を導入して、広域的に取り組んでいかねばならない事業だと思ふ。

航空機対策

B滑走路の工事を目前にして、空港がもたらす新たな行政課題が提起される訳だが、その対応策は。

B滑走路が完成すると、当町はA・B滑走路にはさまれ、芝山に次いで騒音被害がひどくなる。騒音区域指定の谷間にあたる谷台などの一部は谷間対策の該当地区になっているが、全町に対しても騒音区域に準ずる対策を要望していく。



労働時間

職員の4週5休が実施され、民間中小企業に比べ、公務員は恵まれた環境におかれていると思ふ。時間短縮による職員の時間外勤務、定数に影響はないか。また住民サービスの低下につながるか。

小・中・高校については、67年度から隔週週休5日制を実施する方針のようだが、果して充実した学校教育ができるか。

4週5休の実施にあたっては、住民サービスの急激な落ち込み等を来たさぬよう職員には徹底して自覚を促してきた。その結果、職員数に於いても時間外勤務についても、従前を上廻ることなく、仕事への影響は余り生じていないと判断しているが、今後も各課を通じ住民サービスの向上に努めていく。

「学校5日制」について、世界の主要国の状況は、米・英・仏が5日制、西独は5日制と6日制の混在、ソ連は6日制だが5日制を検討中。わが国では、教育課程審議会が、5日制につき67年度から隔週実施の方向で検討している。

都市計画

都市計画策定の経過について説明願いたい。

都市計画案の策定について

は、59年9月からの基礎調査と計画構想案の策定が開始された。60年3月にコンサルタントによる構想案が、また8月には計画案がまとまり、県の調整を得て12月には町に戻ってくる。12月から3月にかけて再度内部協議を行い、関係機関の検討を頂き3月末までに素案を作成する予定である。

公園計画

水資源公園とともに63年度を目標に計画されている坂田池周辺公園計画は、どの程度進んでいるか。

10月に発注し、今年度4億、来年度3億をかけて63年3月までに完成の予定である。

芝山鉄道

国鉄の民営分割化が叫ばれている今日、芝山鉄道延伸について関係機関への働きかけは十分とは思われないが、今後どう対処するのか。

将来計画として第2次5カ年計画に引き続き、第3次計画に継承していきたい。

町道坂田遠山線

町道坂田遠山線と国道126号

との取付道路について、今後計画策定されるか。

坂田遠山線は62年3月末には供用開始される予定なので、延伸についての大綱路線は第3次5カ年計画にのせる考えである。

入札

指名競争入札に参加を希望する業者の資格審査基準とはどんなものか。

建設工事の指名競争入札にかかわる指名業者選定基準とは。

入札において連合したり、公正な執行を妨げたりした事実等は、当町にはないか。

入札参加希望業者については、県の資格審査基準に準じ、A・B・Cのランク付をしている。Aは県のAランク、Bは県のBランク及びCの上位ランク、Cは町のA・Bに入らない業者で町の建設工事等指名入札参加資格審査申請書受付簿に登録されている業者である。

入札に際しては、不正行為のないよう業者指名を行い、公正な立場で入札が執行されているものと確信している。なお、各業者が入札に多く接する機会が出来るよう配慮したい。